

第 399 回静岡地方最低賃金審議会
議事要旨

開催日時	令和 7 年 9 月 19 日（金） 13 時 30 分から 14 時 30 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 4 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 4 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について 2 静岡県最低賃金専門部会の廃止について 3 小委員会報告及び静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 静岡県特定最低賃金の改正決定に係る最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労使の意見聴取について 5 静岡県特定最低賃金専門部会に関する諸事項等について 6 その他		
議事要旨	本会議は、 公開 ・非公開		
1 静岡県最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について 異議申出が、労働者側から 17 件、使用者側から 0 件、合計 17 件あったため、労働局長より異議に対する審議の諮問を行った。 異議内容の要旨は、次のとおり。 【労働者側異議の要旨】 • 物価高騰の現状において、 最低賃金近傍で働く非正規労働者の生活は安定したものとは程遠い状況に置かれていること 静岡県労働組合評議会が実施した「静岡県最低賃金試算調査」結果により 静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる賃金額である時間額 1,904 円に到底及んでいないこと など、を理由とし、時間額 1,097 円、引き上げ額 63 円では、引き上げ幅が少なく、時間額 1,500 円以上とする必要があること • 静岡県の転出超過数は全国で 4 番目に多く、都市部への人材流出を抑えるためには隣県との格差を正が必要なところ、隣接する神奈川県及び愛知県の引上げ額が 63 円だったことから、目安どおりの引上げ額ではなく、両県との格差を解消できる引上げとすべきであること			

- ・ 発効日を 11 月 1 日としているが、準備期間を理由に発効日を遅らせることは一方的に労働者に不利益を押し付けるものであることを理由として、昨年どおり 10 月 1 日とすること
- ・ 答申の付記事項について、社会保険料の減免措置を盛り込むことを求めること
- ・ 年金生活者の多くは、非正規で最低賃金で働いているが、年金改定は、物価と賃金の低い方を基準としているため、物価を上回る賃金の引上げは、絶対に必要
- ・ その他、

全国一律の最低賃金制度を求めるもの

非公開となっている審議会の公開、意見陳述の実施を求めるもの

中小企業支援策の拡充を求めるもの

国に対し中小企業支援を要請するとともに、県や市に具体的支援を求めるのも審議会の役割と考える

という意見も申出内容に含まれていたこと

当該異議内容について審議を行ったところ、全会一致で、異議申出の内容については実質的に十分審議済みであり、また「新たな事実」を根拠とするものとも認めがたいと判断されることから「8 月 26 日付け答申どおりとすることが適当」との答申がなされた。

これにより、官報公示に手続きに入り、10 月 2 日官報公示、法定発効として 11 月 1 日に効力発効の予定と事務局から説明がなされた。

なお、労働者側代表及び使用者側代表委員発言要旨は次のとおり。

労働者側代表委員発言要旨

異議申出の内容については、実質的に専門部会で審議済みの内容であるほか、新たな事実が根拠として認められるものではない。労側委員として、最低賃金を引き上げたいという気持ちは一致しているが、時系列と引き上げ幅については、主張が我々と異なっている。

使用者側代表委員発言要旨

異議申出の内容については、本審等実際の審議の場において十分審議し、公益委員案でも示している。また、発効日についても、法令上最速の発効日を答申しており、政府への付記事項も答申内容で十分網羅している。

2 静岡県最低賃金専門部会の廃止について

上記 1 の答申がなされたことから、全会一致で、静岡県最低賃金専門部会の廃止が了承された。

3 小委員会報告及び静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

小委員会では、労側が必要性あり、使側が必要性なしとの見解で、全会一致の結論には至らなかったことを会長が説明した。

続けて、会長から「地方最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を補償するセー

フティネットとしての機能であるのに対し、特定最低賃金は、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものという役割となっているため、特定最低賃金については何をあいても、まず、労使のイニシアチブが基本となる。この理念から多数決による採決は適切ではなく、また、必要性の調査審議を小委員会に付託した以上、本審においても、小委員会における結論を、そのまま答申内容とすべきと考える」旨提示したところ、各委員異議なしとのことだったため、「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、慎重に審議した結果、当該最低賃金を改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかった」との内容で答申がなされた。

4 静岡県特定最低賃金の改正決定に係る最低賃金法第25条第5項に基づく関係労使の意見聴取について

法令に基づき、公示により8月26日から9月16日までの間、関係労使から意見を募ったが、期限までに提出されなかつたことを事務局から説明があった。

5 静岡県特定最低賃金専門部会に関する諸事項等について

- (1) 委員の任命について、8月26日に労使委員の推薦公示を行い、9月9日に推薦受付を締め切ったところ、期限までに労側は連合静岡会長から、使側は静岡県経営者協会会長から候補者の推薦があり、労働局内で検討した結果、推薦どおり10月6日付けて任命することを決定した旨事務局から説明があった（配付資料5参照）。
- (2) 審議日程について審議され、全会一致で、配付資料6のとおり、本審及び専門部会を開催することとなった。
- (3) 特定最低賃金を審議する本審と第1回専門部会の公開について審議され、全会一致で、「専門部会・本審とも、委員の率直な意見を確保するため非公開が適当」と考えから非公開とすることとなった。
- (4) 特定最低賃金の決議について、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用するか否か審議され、全会一致で、当該規定を適用することとなった。
- (5) 専門部会の廃止について審議され、全会一致で、異議申出がなかつた場合には、異議申出期間の満了をもって、本審を開催することなく専門部会を廃止することとなった。

6 その他

例年3月に開催している本審について、現時点では開催は決定していないものの、開催した場合、公開とするか非公開とするか審議したところ、全会一致で、例年どおりの審議内容である場合には公開することとなった。ただし、例年と異なる想定外の議事内容が追加された場合には、事務局をとおしてメール等で各委員の意見を伺つた上で、会長が公開・非公開の最終判断をすることとなった。